

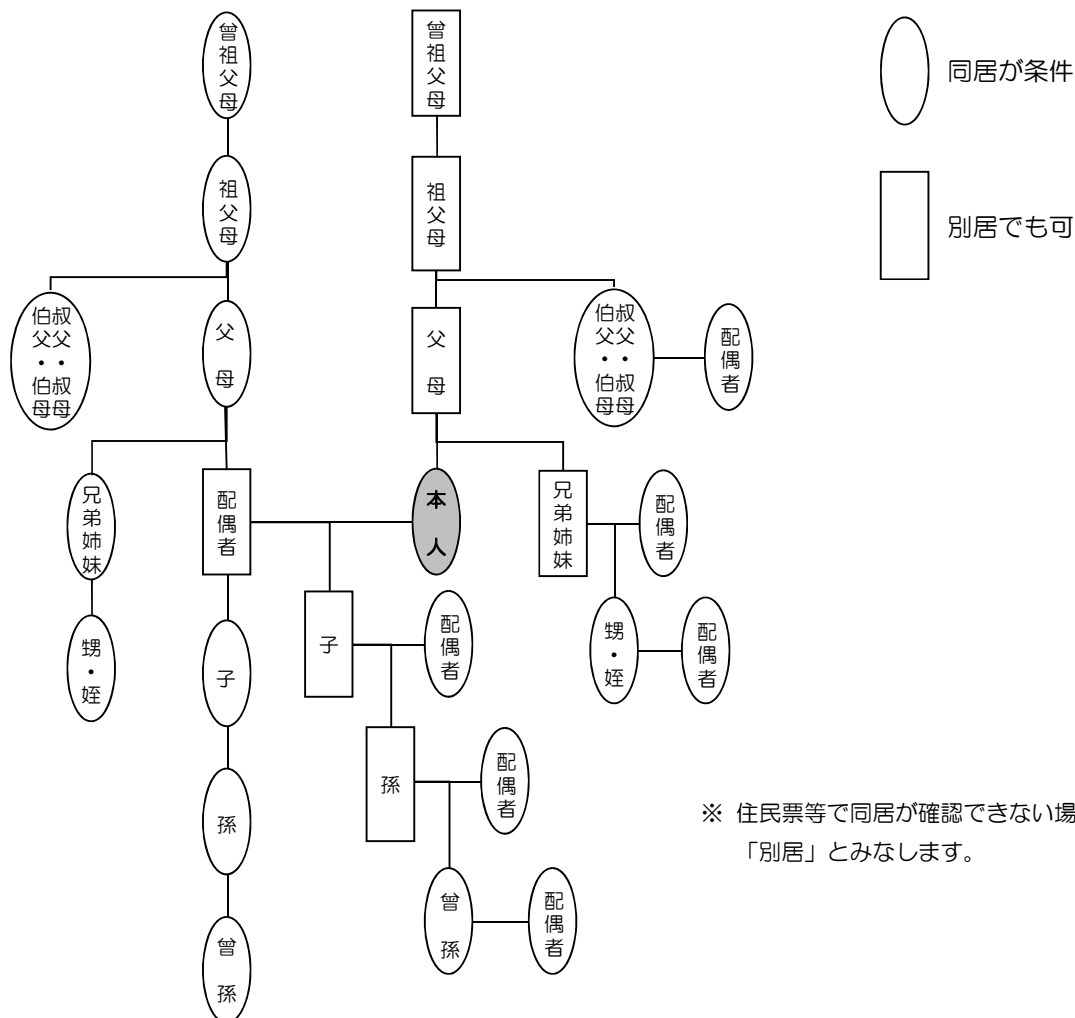
被扶養者承認申請の手引き

りそな健康保険組合

認定基準

1. 被扶養者の範囲

- (1) 被保険者の直系尊属・配偶者・子・孫及び弟妹（同居・別居を問いません）
- (2) 上記以外で被保険者の三親等以内の親族（同居が条件----例えば妻の父母）



※ 住民票等で同居が確認できない場合は「別居」とみなします。

2. 生計維持関係

単に扶養の義務が生じただけでは被扶養者として認められません。被扶養者として申請する家族（申請対象者）の年間収入（税込）が一定水準以下で、日常の生計費の大半（半分以上）が被保険者（申請者）によって支えられていることが必要です。年収基準の厚労省ガイドラインは次のとおりです。

- (1) 申請対象者が申請者と同居している場合
申請対象者の年間収入（税込）が130万円未満（ただし、申請対象者が60歳以上である場合または概して障害年金の受給要件に該当する程度の障害者にとっては180万円未満）であって、かつ申請者の年間収入（税込）の2分の1未満である場合
- (2) 申請対象者が申請者と同居していない場合
年収基準は（1）と同じ場合で、かつ申請者からの援助額より少ない場合

※ 年間収入（税込）は、給与や事業・農業収入のほか配当・利子・地代・家賃・恩給・年金（含む企業年金、遺族年金）・雇用保険の失業等給付等を含みます。

※ 雇用保険の失業等給付の受給期間については、基本手当日額が3,611円以下（60歳以上の方および障害年金受給者は5,000円未満）の場合のみ認定の対象とします。

3. 扶養義務者全員との関連

申請対象者の扶養義務者全員の状況にもとづき、扶養の実態・社会通念等を総合的に勘案することになります。

申請対象者	確認事項（例）
父（母）	母（父）・子（申請者の兄弟姉妹）等の状況
兄弟姉妹	配偶者・子（申請対象者の子）、兄弟姉妹（申請者の兄弟姉妹）、両親等の状況
義父（義母）	義母（父）・子（申請者の配偶者の兄弟姉妹）等の状況
その他	ケースに応じた家族の状況

必要書類

1. 基本的に必要なもの

- ・ 被扶養者（異動）追加届 …… 要事業主印
- ・ 被扶養者現況届

2. 申請事由別に必要なもの

申請対象者	申請事由 (被保険者、申請対象者の状況)	必要書類 (下記以外の書類が必要になる場合があります。)
配偶者 〈注5〉	配偶者が無職または収入が少ない	・ 前年度所得証明 〈注1〉
	配偶者が学生である	・ 学生証
	配偶者が退職した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職証明または健康保険資格喪失証明書または離職票①②（写） ・ 雇用保険を <ul style="list-style-type: none"> 受給しない場合 ⇒ 受給辞退理由書 受給する場合 ⇒ 雇用保険受給に伴う誓約書 雇用保険受給資格者証（写）〈注2〉 受給終了した場合 ⇒ 雇用保険受給資格者証（写）〈注3〉
子	被保険者に配偶者がいない 配偶者が死亡している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯全員が記載された住民票（子との続柄が確認できるもの）〈注4〉 ・ 子が18歳以上で <ul style="list-style-type: none"> 学生の場合 ⇒ 学生証（写） 学生でない場合 ⇒ 子の所得証明〈注1〉 ・ 仕送り等の金額が確認できるもの（別居の場合） ・ 離婚に伴って追加する場合は離婚の事実が確認できるもの
	被保険者に配偶者がいる 配偶者が無職である 配偶者の収入が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者の所得証明 〈注1〉 ※ 配偶者に収入がある場合は収入の多い方の被扶養者となります。 ・ 世帯全員が記載された住民票（子との続柄が確認できるもの）〈注4〉 ・ 子が18歳以上で <ul style="list-style-type: none"> 学生の場合 ⇒ 学生証（写） 学生でない場合 ⇒ 子の所得証明〈注1〉 ・ 仕送り等の金額が確認できるもの（別居の場合）
その他	申請対象者が無職または収入が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯全員が記載された住民票（続柄、同居（同居が条件となる場合）が確認できるもの）〈注4〉 ※ 戸籍謄本（住民票で続柄が確認できない場合） ・ 前年度所得証明 〈注1〉 ・ 年金裁定通知書（受給している方） ・ 仕送り等の金額が確認できるもの（別居の場合）
	申請対象者が退職した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯全員が記載された住民票（続柄、同居（同居が条件となる場合）が確認できるもの）〈注4〉 ※ 戸籍謄本（住民票で続柄が確認できない場合） ・ 退職証明または健康保険資格喪失証明書または離職票①②（写） ・ 年金裁定通知書（受給している方） ・ 仕送り等の金額が確認できるもの（別居の場合） ・ 雇用保険を <ul style="list-style-type: none"> 受給しない場合 ⇒ 受給辞退理由書 受給する場合 ⇒ 雇用保険受給に伴う誓約書 雇用保険受給資格者証（写）〈注2〉 受給終了した場合 ⇒ 雇用保険受給資格者証（写）〈注3〉

〈注1〉 原則として給与明細は不可。

自営業の方の場合、原則として直近3年分（12ヶ月未満のものは除く）の確定申告書（写）が必要です。

〈注2〉 待期間、給付制限期間が印字されているもの。

（詳しくは「雇用保険受給に伴う誓約書」の注意事項をご確認ください。）

全頁の写しを提出してください。

〈注3〉 「支給終了」が印字されているもの。

全頁の写しを提出してください。

〈注4〉 個人番号（マイナンバー）の表示がないもの。

〈注5〉 「国民年金第3号被保険者届」は、被扶養者認定後に当健康保険組合から届く「健康保険資格証明書」を添付して、事業主宛（健康保険組合宛ではありません）ご提出ください。

3. 場合によって必要なもの

源泉徴収票（写）、確定申告書（写）、雇用契約書（写）、身障者手帳（写）、診断書 等

〈注意〉 被扶養者の資格取得は当健康保険組合での認定日以降になります。

認定されるまでは現在の健康保険の資格を継続してください。